

## 平群町太陽光発電設備の適正な設置及び管理に関する条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、平群町太陽光発電設備の適正な設置及び管理に関する条例(以下、「条例」という。)の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則において使用する用語は、条例において使用する用語の例による。

(抑制区域)

第3条 条例第8条第2項の規則で定める抑制区域は、次に掲げるものとする。

- (1) 宅地造成等規制法(昭和36年法律第191号)第3条第1項の宅地造成工事規制区域
- (2) 河川法(昭和39年法律第167号)第6条第1項の河川区域及び同法第54条第1項の河川保全区域
- (3) 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第7条第1項に規定する土砂災害警戒区域
- (4) 自然公園法(昭和32年法律第161号)第2条第3号に規定する国定公園の区域
- (5) 奈良県自然環境保全条例(昭和47年奈良県条例第26号)第27条第1項に規定する景観保全地区
- (6) 文化財保護法(昭和25年法律第214号)第27条第1項に規定する重要文化財、同法第57条第1項の規定により登録された有形文化財、同法第78条第1項に規定する重要有形民俗文化財及び同法第109条第1項に規定する史跡名勝天然記念物が所在する区域及びその近接する土地並びに同法第93条第1項に規定する周知の埋蔵文化財包蔵地
- (7) 奈良県文化財保護条例(昭和52年奈良県条例第26号)第4条第1項に規定する奈良県指定有形文化財、同条例第31条第1項に規定する奈良県指定民俗有形文化財及び同条例第38条第1項に規定する奈良県指定史跡名勝天然記念物が所在する区域及びその近接する土地
- (8) 平群町文化財保護条例(昭和45年年平群町条例第3号)第6条第1項に規定する平群町指定文化財が所在する区域及びその近接する土地

- (9) 農地法(昭和 27 年法律第 229 号)第 4 条第 6 項第 1 号イの農用地区域及び同号ロの規定による第 1 種農地
  - (10) 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律(平成 14 年法律第 8 号)第 28 条第 1 項の鳥獣保護区の区域
  - (11) 都市計画法(昭和 43 年法律第 100 号)第 8 条第 1 項第 1 号に規定する第一種住居地域、第二種住居地域、近隣商業地域、商業地域及び準工業地域
  - (12) 森林法(昭和 26 年法律第 249 号)第 5 条第 1 項に規定する地域森林計画の対象となっている民有林の区域
- 2 条例第 7 条ただし書の規定による場合における事業禁止区域については、当該区域を抑制区域とみなす。

(許可の申請)

第 4 条 条例第 6 条第 2 項の規定による申請は、事業許可申請書(様式第 1 号)に、次に掲げる当該事業に係る図書及び第 5 条第 7 号の事前協議終了通知書の写しを添えて行うものとする。

- (1) 事業者を証明する書類(個人の場合は住民票、法人の場合は登記事項証明書)
- (2) 位置図
- (3) 事業区域の土地に係る公図又は地籍図
- (4) 事業区域の土地の登記事項証明書
- (5) 事業区域に係る土地所有者一覧表
- (6) 現況図(平面図及び縦横断図)
- (7) 現況写真(事業区域内及びその周辺の状況が分かるもの)
- (8) 土地利用計画図(平面図及び縦横断図)
- (9) 工作物設計図(平面図、立面図、断面図及び構造図)
- (10) 造成計画図(平面図及び縦横断図)
- (11) 排水計画図(平面図)
- (12) 維持管理(撤去処理)に係る計画書(様式第 2 号)
- (13) 資力があることを証する書類(残高証明書、預貯金通帳の写し、融資証明書等)
- (14) 他法令の許認可等に係る申請状況等報告書及び許可証等の写し

(15) 条例第 11 条第 1 項第 2 号の規定による地域住民等及び周辺住民等の同意書

(16) 説明会等実施状況報告書(様式第 3 号)

(17) その他町長が必要と認める書類  
(事前協議)

第 5 条 条例第 9 条第 1 項の規定による事前協議は、事前協議書(様式第 4 号)に前条第 1 号、第 2 号、第 5 号、第 6 号、第 7 号、第 8 号、第 9 号、第 10 号、第 11 号に掲げる図書を添えて、町長に提出する方法により行うものとする。

2 町長は、設置事業計画事前協議書の提出があったときは、必要に応じ、現地調査を行うものとする。

3 条例第 9 条第 2 項の指導又は助言は、事前協議(指導・助言)通知書(様式第 5 号)により通知するものとする。

4 前項の規定による通知を受けた設置事業者は、設置事業の内容をその通知された内容に適合させるために関係行政機関、近隣住民等との調整、協議等を自らの責任において行わなければならない。

5 第 3 項の規定による通知を受けた設置事業者は、その内容を十分検討し、設置事業の内容がその通知された内容に適合する見込みがないと判断したときは、事前協議取下書(様式第 6 号)を町長に提出するものとする。

6 第 3 項の規定による通知を受けた設置事業者は、設置事業計画の内容がその通知された内容に適合したときは、事前協議(指導・助言)通知事項回答書(様式第 7 号)を町長に提出するものとする。

7 町長は、条例第 9 条第 1 項の規定による事前協議が終了したときは、事前協議終了通知書(様式第 8 号)を設置事業者に通知するものとする。

8 設置事業者は、第 1 項の規定により提出した設置事業計画事前協議書の内容を変更しようとするときは、設置事業計画変更届(様式第 9 号)に変更しようとする内容が確認できる図書を添えて、速やかに町長に届けなければならない。

(説明会の実施)

第 6 条 条例第 10 条の規定による説明会は、次に掲げる方法により実施するものとする。

(1) 公民館、集会所その他の地域住民等及び周辺住民等が参加しやすい場所で開催すること。

- (2) 多数の参加が見込まれる日時に開催すること。
- (3) 次条に規定する範囲にて必ず1回以上開催し、その他大字及び自治会又はその他団体等から開催の要望があった場合は、これに応じること。
- (4) 説明会の開催に要する費用は、全て事業者が負担すること。
- (5) 事業計画又はその概要を記載した印刷物の配布その他適切な方法により丁寧に説明を行うこと。

(設置許可の基準等)

第7条 条例第11条第1項第2号の規則で定める範囲は、次のとおりとする。

- (1) 総事業区域が1,000平方メートル以上10,000平方メートル未満又は総発電出力が50キロワット以上、500キロワット未満の設置事業については地域住民等の同意を得ること。
- (2) 総事業区域が10,000平方メートル以上又は総発電出力が500キロワット以上の設置事業については、地域住民等及び周辺住民等の同意を得ること。

(完了の届出等)

第8条 条例第12条第1項の規定による届出は、事業完了(廃止)届(様式第10号)によるものとする。

(変更許可の申請)

第9条 条例第13条第1項ただし書きの規則で定める軽微な変更は、設置事業者又は工事施工者の氏名又は住所の変更その他の事業区域の現況、設置事業の規模等を勘案し町長が設置事業の内容を再度審査する必要がないと認める事項の変更とする。

2 条例第13条第2項の規定による変更許可の申請は、設置事業変更許可申請書(様式第11号)に、変更の内容が確認できる図書を添えて行うものとする。

(許可通知書等)

第10条 町長は、条例第6条第2項の許可申請又は条例第13条第2項の変更許可の申請があった場合には、許可をするときにあたっては許可通知書(様式第12号)により、許可をしないときにあたっては不許可通知書(様式第13号)により通知するものとする。

2 条例第11条第2項第4号の規定による不許可通知をするときは、平群町行政手続条例(平成10年3月平群町条例第4号)第8条の規定に基づき行うものとする。

(承継の届出)

第 11 条 条例第 15 条第 1 項の規定による届出は、承継届出書(様式第 14 号)に係書類を添えて行うものとする。

(発電事業終了の届出)

第 12 条 条例第 19 条の規定による発電事業の終了の届出は、発電事業終了届(様式第 15 号)に国へ提出した「再生可能エネルギー発電事業廃止届出書」の写しを添えて行うものとする。

(意見徴収)

第 13 条 条例第 22 条第 3 項、条例第 23 条第 3 項及び条例第 24 条第 3 項の規定による意見聴取の手続は、聴聞及び弁明の機会の付与に関する規則(平成 10 年 3 月平群町規則第 3 号)の例による。

(委任)

第 14 条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、町長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和 4 年 7 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この規則は、施行の日以降に着手する事業から適用する。